

開催地名	山梨県大月市
開催日時	令和7年8月6日(水) 14:00~15:30
開催場所	大月市立大月東中学校
語り部	早坂 政人 (宮城県仙台市)
参加者	大月市役所職員防災研修会
開催経緯	近年の自然災害は激甚化・頻発化しており、地域防災力の強化が重要課題となっている。大規模災害発生時の避難所は生活再建まで多くの時間を過ごす場であり、避難所運営は地域の復興と被災者支援において、極めて重要な役割を担うと考えている。大規模災害での活動再建と防災に関する深い知識をお持ちの早坂政人様に貴重な体験をお話しいただきたい。
内容	<p>(1) 東日本大震災の被害と対応</p> <p>3月11日14時49分大津波警報発表、仙台港7.1m (推定値)</p> <p><人的被害></p> <p>死者905名 (仙台市民810名)</p> <p>行方不明者27名</p> <p>負傷者2309名</p> <p><建物被害></p> <p>全壊30034棟</p> <p>大規模半壊27016棟</p> <p>半壊82593棟</p> <p>一部損壊116046棟</p> <p>地震の被害よりも津波の被害が原因。</p> <p>震災当日の夕方、仙台市内のほぼ全域が停電。復旧は早いところでも数日、遅いところでは1週間以上かかった。水道については更に深刻で沿岸部だけでなく内陸部でも断水が発生し完全復旧には相当な日数を要した。都市ガスは津波による設備被害もあり復旧までに一か月以上かかった地域もあった。下水道については建物の被害はあったが、市民の生活のこともあり下水道を止めることはしなかった。</p> <p>市営バスは翌日主要幹線路線での運行再開、4/18通常ダイヤでの運行再開。地下鉄は泉中央駅～黒松駅間の高架橋や橋梁に大きな損傷があったが4/29に全線運転再開した。</p>

	<p>(2) 仙台市の避難所運営</p> <p>震災直後から市内各所に避難所を開設。学校、公民館、体育館など。 ピーク時は約 106000 人が避難。膨大な数の避難者、避難所に対して行政中心の対応では限界があるため、平成 25 年に根本的見直しを行った。 避難所とは「避難を必要とする方」を受け入れる施設である。 住居が被害を受け居住の場を失った方。ライフラインの被害により日常生活が著しく困難な方。避難指示などにより緊急避難の必要がある方など。</p> <p>避難所は避難者を一時的に受け入れる施設であり、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設である。</p> <p>『行政のみならず、様々な関係者のマンパワーを活用し地域の実情を踏まえた避難所運営を行う』→自助、共助、公助</p> <p>①避難所を分類</p> <p>指定避難所→仙台市内は 195 ヶ所（市立小中高校など） 災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設。 原則として市が避難所担当職員を派遣する。 地域団体、避難者、市職員、施設管理者などが協働し運営。 市の支援物資が直接配送される。</p> <p>②補助避難所（市民センター、コミュニティセンターなど） 指定避難所を補完する施設。指定避難所に派遣される職員が巡回。 指定避難所と連携しながら地域団体を中心に運営。 支援物資などは指定避難所を介して配送される。</p> <p>③地区避難施設（がんばる避難施設）（地域の集会所など） 地域の方々が自ら運営する施設。市職員は巡回しない。 地域の方々が自ら備蓄などの準備を行い、災害時に備える。 指定避難所への物資供給が可能になってからは避難所において支援物資を受け取ることが出来る。</p> <p>④福祉避難所（健康福祉局総務課）</p>
--	--

指定避難所や補助避難所での生活において特別な配慮を必要とする方を受け入れる二次的避難施設。原則として発災直後の避難はできない。

⑤その他の避難場所

・いっとき避難場所近隣の公園や広場、駐車場など、地域が自主的に話し合いの中で取り決め運用するように努める。

・津波避難施設・場所

津波避難エリア内において、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所

「避難所運営委員会」

・地域団体及び避難者

地域の被害や住民安否確認、避難支援を行いつつ避難所開設準備、避難所開設後は中心となって活動する。避難者自身も積極的に活動に参加。

・避難所担当課

専用部署はなく、普段は市役所や区役所等で勤務する職員などが、それぞれ割り当てられた避難所を担当する。災害が起きた時に通常業務を中断し割り当てられた避難所に向かう。

・施設管理者及び職員（主に学校の職員）

避難所となる施設の管理者や職員。施設内の居住スペースや共有スペースを設置する際に調整や助言を行うなど施設の活用に関することを中心に運営を支援する。

避難所運営は地域ごとに状況が異なる。そのため事前に関係者間で運営方法や役割を協議しておくことが重要である。仙台市では「避難所運営マニュアル」をもとに各地域で訓練をしている。

仙台市と大月市の違いとして、仙台市では地域住民が避難所運営に大きくかかわっている点が挙げられる、日頃から市民と行政が顔の見える関係を築き、地域の災害リスクに応じた運営方法について事前に協議することが必要である。

またマニュアルを作成する場合も作って終わりにせず、訓練を通じて運用を定着させ必要に応じて見直しを行うことが重要。

(3) 減災推進課について

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度から地域防災リーダー養成を開始し現在約 1000 名が活動。二日間のカリキュラムを受講する、謝礼などはなく完全にボランティア。また個人情報 は地域の町内会や小中学校に提供される。 募集は年間 100 名（約 70 名は町内会長からの推薦、残り 30 名は一般公募） 平時は町内会長の補佐として防災計画の策定、防災訓練の企画など災害予防の中心的役割を担う。 活動事例→避難所運営委員会や防災訓練への参加。備蓄物資の配布訓練。学校と連携した防災教育（発電機使用体験、給水栓からの放水など） また養成後も定期的な研修やホームページによる情報提供を行い、活動しやすい環境を整えている。 ・広報誌「SBL 通信」を防災リーダーと町内会に配布し最新情報を共有し地域との連携強化をしている。 ・VR を活用した防災学習にも取り組んでいる。 
開催地より	<p>貴重な体験とご意見をいただき、ありがとうございます。 大月市の活動の参考にさせていただきたいと思ひます</p>